

うるま市監査委員告示第6号

定例監査の結果に対する改善措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき通

知があるので、同条同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年4月29日

うるま市監査委員

安慶名 忠信



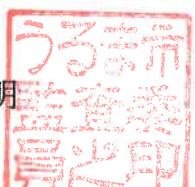
うるま市監査委員

沢 紙 孝



うるま市監査委員

伊 波 良 明



定例監査の結果に関する報告への措置状況について

| 項目 | 報告事項 | 講じた措置 | 担当課 |
|-------------------------------|--|--|-------|
| (1) 共通事項 | | | |
| ○時間外勤務・官民協働による効率的な労働環境の整備について | | | |
| 1 | <p>平成28年度から出退勤管理システムが導入され、時間外在庁時間の把握が可能となっている。今回、監査対象課のほとんどの管理職がサービス的な時間外勤務はないと回答されたが、システムデータと照らし合わせると全部署において手当の予算措置に不足が生じていることが分析される上、代休処理による対応もできない状況にある課も複数見受けられた。出退勤システムは単にタイムカードによる管理事務を電子化しただけではなく、時間外在庁時間や休暇取得時間等の様々なデータを得ることができるように勤務実態の把握が可能となった。有効にデータを分析することで、必要な手当の措置や職員配置、事務分掌の見直しを行う等、適切な職員管理に活用されたい。また、業務量の平準化についても、現実的に厳しい状況であることは思料するが、システムデータを活用し可能な限り改善方法を検討されたい。</p> | <p>出退勤管理システムで抽出した所属所別時間外在庁時間数を発信し、各所属長が把握することを徹底することで、個々および所属所の時間外勤務抑制や積極的な有給休暇取得を推進しているところです。今後はさらにシステムを有効活用し、各所属所における職員の心身の健康・勤務状況管理が適切に管理できるよう努めて参ります。</p> | 職員課 |
| | | <p>出退勤管理システムから実務勤務時間を係別に集計し、そのデータを基に分析を行い、新年度の職員配置等に活用しています。また、今後も勤務実態の把握により、サービス的な時間外勤務の改善や業務量の平準化にも努めていきます。</p> | 介護長寿課 |
| 2 | <p>行政サービスの高度化等に伴い事業量が増加している状況がうかがえる。平成29年度末における非常勤及び臨時職員は正職員を上回っており、業務量の増加している中で働き方改革による今後の労働時間短縮の流れにより非正規職員の更なる増加につながることが懸念される。これからは民間委託等の官民協働による効率化の積極的な導入や、パターン化された定型業務にはRPA（ロボットによる業務自動化）等のAI（人工知能）の利活用に置き換える可能かなど、総人件費を抑制しながら、労働環境の合理化・効率化を積極的に検討する必要がある。</p> | <p>第4次うるま市行政改革大綱の重点改革項目に基づくPPP/PFIの導入等の包括的外部委託や事務事業の外部委託を推進していきます。</p> <p>RPA（ロボットによる業務自動化）による取り組みは県内でも一部の自治体で実証実験が進められているところですが、現時点で効果的な労働時間の短縮等を行えるサービスの提供はなく、本市においては既存業務執行の合理化・効率化や費用対効果の観点からも様々な情報の収集を行い、実現に向けて取り組みます。</p> | 企画政策課 |

| 項目 | 報告事項 | 講じた措置 | 担当課 |
|----|--|--|-----|
| | ○臨時職員の任用について | | |
| 3 | 臨時職員の任用する際に、継続任用とみなされないよう新たな任用期間と前の任用期間の間に1日の空白日を置いている状況が見受けられた。その間も社会保険と労働保険は継続しており、退職手当負担金等の財政的負担を回避するために空白日を置くことは適切でなく検討されたい。 | 令和2年度より、すべての臨時職員・嘱託職員は、会計年度任用職員として地方公務員法が適用されることとなったため、本件につき措置を講じることは要しませんが、任用について今後適切に行っていくよう各所属所へ指導および周知徹底を行なって参ります。 | 職員課 |
| | ○指名競争入札における様式について | | |
| 4 | 近年の指名競争入札において、指名業者の辞退が多数見受けられるようになった。人手不足や資材の高騰などが推測されるが、今後において適切な事務執行に努めるには現状を把握することが重要であり、建設工事以外の案件についても平成29年3月30日付、「建築工事の指名競争入札における入札辞退届の取扱いについて（通知）」の例を参考に辞退理由の分析に努めるべきである。 | 契約は発注者と受注者が対等の立場で行うものであり入札辞退は入札者の意思として何らの制限もなくこれを認めなければならないものであり、競争契約入札心得規定第4条で指名を受けた者は、いつでも入札を辞退することができるものと定められております。 建設工事では、適正かつ公平な競争入札執行が図られるよう、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」いわゆる「品確法」に基づき国が策定した指針の中で、予定価格の設定に際し、受注者が適正な利潤を確保することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことが義務づけられています。本市におきましても、工事の発注に当たって適切な予定価格の設定に努めているところです。 建設工事以外の案件については契約担当者へ適切な事務執行に努めてもらえるよう、うるま市契約規則の周知・指導に努めて参りたいと考えております。 | 検査課 |
| | ○ ICT契約における見積り内容の精査について | | |
| 5 | ICT（情報通信技術）は今日の行政サービス提供の根幹を担っており、近年では関連する使用料、保守、改修等にかかる契約額は5億円を超える多額の経常経費となっているが、内容についてはブラックボックス化されていることが多く、内訳を確認しても適正価格を確認することは容易ではない。しかしながら可能な限り見積もりの積算内容を精査し、通常保守サービスと重複する部分がないか等の検証は必要であり、情報課は指導的立場から積極的な助言に努められたい。また、可能であれば他市との共同開発や契約等スケールメリットを生かせるような工夫も検討されたい。 | ICTにおける契約額等について、その契約額が適正価格であるかどうかについては、見積書を参考に単価、作業項目、作業工数、保守内容を精査しております、可能な限り数社から見積もりを徴するようにしております。 さらに、ICTに関する情報が有れば庁内で共有化を図りながら、個別の相談に関しては詳細に丁寧に指導、助言を行っているところです。 また、共同開発等のスケールメリットにつきましても、今回、導入を予定しております基幹系業務システムのクラウドにより、共同利用である自治体クラウドについて調査、研究を行っており、県外や県内自治体の事例や動向などを注視しております。 | 情報課 |

| 項目 | 報告事項 | 講じた措置 | 担当課 |
|----|--|--|-------|
| | ○完結文書の整理について | | |
| 6 | 今回の監査時において、完結文書の整理が、課毎あるいは担当者毎に整理方法が異なり、必要な文書を提示できないこともあった。文書の整理、保管についてはうるま市文書取扱規程第5条において示されている方法のとおり、完結文書として主管課長の指示に従い文書主任が整理することとなっている。同規程を遵守することで事務の効率化が図れるものと思料する。 | 文書分類表の分類番号および種別登録を行うことで、保存年限や廃棄年度を管理することができるため、システムの定期的なチェック時に文書主任に指摘し、課員に指導することを求めています。 | |
| 7 | 起案用紙は、市文書取扱規程において様式第7号に定められていない独自の様式で起案されているものが一部見受けられた。同規程を遵守されたい。更に情報公開制度において、市公文書を全て総務課で把握する必要があることからも文書管理システムを活用した事務処理に努められたい。 | 令和2年1月から新たな文書管理システムを導入したことにより、起案用紙の作成もより簡易となった。システム活用マニュアルを作成し、指導及び活用推進を行っています。 | 総務課 |
| | ○各施設の使用料金および減免等の取扱いについて | | |
| 8 | 合併自治体では施設保有量が多い傾向にあり、本市においても「うるま市公共施設等総合管理計画」（以下「計画」という。）で同規模団体の1.3倍余多いと分析されている。その中で文化施設や体育施設、その他の公の施設の利用料金については、2市2町合併時から据え置かれたまま見直しあれど行われていない。計画では将来的な財源の確保は厳しい状況と予測されており、各施設の利用・各サービスの提供に要する経費を検証して適正な受益者負担額を検討する必要があると思料する。また、各施設とも使用料の減免を行っているが、その取扱いについて、施設間で内容が異なつており整合性がない。受益者負担の公平性を確保するためにも、このような軽減・免除にかかる取扱いを統一すべきである。また、指定管理者制度により利用料金制を導入している施設についても、公平性の確保が図れるよう指導する必要がある。 | 受益者負担の適正化については、基本方針を作成し、2020(令和2)年度からの料金見直しに向けて取り組んでいきます。 | 企画政策課 |

| 項目 | 報告事項 | 講じた措置 | 担当課 |
|-----------|--|---|--------------------|
| | ○切手の管理方について | | |
| 9 | 各課における切手の管理が様々で、年度末の締め処理がなされていない課が見受けられた。また、切手残数と帳簿の計数が一致しない課も見受けられた。月締めや週締など締処理を適切な間隔で行うことでミスが発見しやすくなると思料する。切手は金券であり、現金と何ら変わることなく管理する必要がある。 | 「切手受払簿運用留意事項」を作成し、切手を適切に取り扱うよう注意を促しています。また、月締め処理による管理を徹底して行っています。 切手を使用する際、郵便切手受払簿の枚数残と現物が同数になっているかの確認を各自徹底し、月締め処理による管理を行っています。 | 介護長寿課 商工労政課 |
| (2) 部課別事項 | | | |
| 【総務部】 | | | |
| 1 | 庁舎昇降機保守管理委託業務等の施設管理において相手方が特定されるものについては、長期継続契約を適用することで毎年度契約から複数年度契約とすることで業務の効率化が図れると思料する。 | 庁舎の施設管理上、特殊機器等のため管理業者が特定されるものとして、昇降機保守管理委託業務（東棟）、電話交換機保守管理委託業務（東棟、西棟、石川出張所、勝連地区公民館、与那城歴史民俗資料館）、中央監視設備保守管理委託業務（本庁舎、石川庁舎）があります。 このうち昇降機保守管理委託業務（東棟）は、平成31年度から3年間の複数年契約としました。他は、石川庁舎の利用期間が不明であることから、引き続き単年度契約としています。 また、相手方が特定されるものではありませんが、業務効率化のため、本庁舎（東棟、西棟）に係る警備委託業務、電気保安点検委託業務、清掃管理委託業務、電話交換手等業務委託、昇降機保守管理委託業務（西棟）についても、平成31年度から3年間の複数年契約としました。 | 管財課 |
| 2 | 公用車購入事業において、入札説明では税込金額での入札としたのに指名通知書で公表された予定価格は税抜き金額で表示していたため、公表された予定価格を上回る金額での入札が見られた。チェック体制の見直しなど再発防止に努められたい。 | 入札指名通知書において通知した予定価格は税込み価格であるにも関わらず、誤って税抜きと表記してしまったことにより、誤った予定価格を通知してしまい予定価格を上回る入札が見られる不適切な事態となりました。これは、予定価格調査の作成において、標準的な様式から入札書比較価格を省略し、税込みの予定価格のみを記載していったため、税込み価格と入札書比較価格の認識が薄れたことが原因であると考えられます。 現在は、予定価格調査を作成する際に標準的な様式を使用し、税込み価格と入札書比較価格を記載することで、入札指名通知書に表記する金額に誤りがないよう再発を防止しております。 | |

| | | | |
|---|--|--|-----|
| 3 | <p>平成29年度不動産公売鑑定評価業務委託契約において200円の収入印紙が貼付されていたが、不動産鑑定評価契約は委任契約に該当し、課税文書にあたらないと解されるので、個別具体的な判断は税務署に確認されたい。</p> | <p>国税局の文書回答事例によると、不動産鑑定評価業務は不動産の適正な価格等の調査という事務処理を委託することを目的とするものであり、民法上の委任契約に該当するものと考えられ、印紙税法別表第一《課税物件表》に掲げる第2号文書《請負に関する契約書》に当たらず、また、同法別表第一《課税物件表》に掲げる他のいずれの文書にも該当しないことから印紙税の課税文書には当たらないとありました。今後は、十分に精査し適正な事務執行に努めることを課内で確認しました。</p> | 納税課 |
|---|--|--|-----|

| 項目 | 報告事項 | 講じた措置 | 担当課 |
|-------|--|--|-------|
| 【福祉部】 | | | |
| 4 | 介護予防把握事業の委託業務において、新年度開始前に委託締結したい旨を文書により通知している。年度開始前の契約締結の意思表示は会計年度独立の原則に反すると解されるので留意する必要があった。 | 翌業務委託を行う際、債務負担行為を2月議会に提出し、その承認を経た後に年度開始前の契約締結の執行を行なうよう、改善の措置を講じてまいります。 | |
| 5 | シルバー人材センター10周年事業補助金交付事業においては、決算で剰余金が生じたにもかかわらず、補助金充当分は全て執行されたものとして剰余金が積立されていた。事業補助金は当該事業を執行するのに足りない部分について公益性を考慮し市税を投入するものであり、他の経費により執行分が賄えたのなら、返還されるべき性質のものであると思料する。補助金交付事業で剰余金が発生した場合の取扱いについて要綱で取り決めておくことを検討されたい。 | うるま市老人クラブ連合会創立10周年記念事業補助金交付につきましては、剰余金についての取り扱い条文は要綱で定めていませんでした。今後同様な補助金交付事業がありましたら、剰余金取り扱いについて、要綱で定めるように致します。 | 介護長寿課 |
| 【市民部】 | | | |
| 6 | 特定検診案内チラシ等印刷及び封入封緘委託業務において、対象となる個人情報データの返還についても契約書で明確にしておく必要があった。 | 「平成31年度うるま市特定健康診査案内用チラシ等印刷及び封入封緘業務請負契約書」へ「個人情報データの返却」の条項を加える措置を講じました。 | 健康支援課 |
| 7 | 野犬・ハブ等対策事業の一部民間委託業務において、仕様書では委託業者が市民満足度アンケート等の調査を実施し、市民満足度を図ることになっているが実際には行われていなかった。満足度を調査することは必要であると思料するが、適切な調査結果を得るために項目や調査方法等については仕様書において内容を定めておくのが望ましい。 | 委託業務内容を精査したところ、業務に係る委託事業者のスタッフ数が、アンケート調査を実施するための要員を満たしておらず、また、委託契約金額においても、アンケート調査に係る経費が計上されていませんでした。 また、令和1年6月に、委託事業者都合による業務委託契約の中途解約を予定しており、調査方法の検討等は未実施となっておりますが、令和2年度以降においては、契約内容の見直し等も行い、本業務のP D C Aのあり方等について精査してまいります。 | 環境課 |

| 項目 | 報告事項 | 講じた措置 | 担当課 |
|---------|---|--|-------|
| 【経済部】 | | | |
| 8 | 市企業集積・定着促進事業における同補助金交付要綱に記載されている申請手続きと、実務上の手続きとの整合性がない。現状と照らし合わせ要綱の改正を検討されたい。 | 市企業集積・定着促進補助金交付要綱の一部を平成31年3月25日付けで改正しました。 | 産業政策課 |
| 9 | 複数の公の施設の指定管理業務において、指定管理者が規則に適合しない使用料の減免を行っている状況が見受けられた。また担当課はその実態を把握していなかった。その他に事業計画上のイベントが実施できていない等の状況も見受けられた。担当課は指定管理者に施設管理を任せきりにするのではなく、モニタリングを通して適切な指導を行う必要がある。 | 減免については規則に適合しない使用料の減免を行わないよう指導を行い、現在は適切に行われている。また事業計画上のイベントを実施していくよう指導しており、今後はモニタリングを行い適切な指導を行う予定です。 | 商工労政課 |
| 10 | 勝連城跡休憩所用地の賃貸借契約に貼付けすべき収入印紙について、権利金等のない賃借料のみが記載となる場合には、記載金額によらず200円となるところ、金額要件により1,000円や400円が貼付けされていた。個別具体的な判断は税務署にその都度確認するよう努められたい。 | 収入印紙については、金額の不足でない事から、貼り直し等の対応ではなく、今後の契約時に注意して業務を行います。 | 観光振興課 |
| 【都市建設部】 | | | |
| 11 | 津堅島キャロットランド土地の賃貸借契約において、相続人協議がなされていないため賃貸借契約が締結できないものがあった。しかしながら土地は継続使用しており、裁判所への供託手続き等、土地使用のための適切な事務手続きを行う必要がある。また、確約書により土地管理人との間で長期継続契約を締結している土地については、資産税課の所有権移転登記データにより所有権の確認を毎年行うことを徹底されたい。 | 相続協議の不可能な土地については、裁判所への土地使用のための供託手続を実施してまいります。 土地管理人との契約や請求については登記データや謄本を活用し、精査した中で実施してまいります。 | 維持管理課 |
| 12 | 複数の委託業務の随意契約事務において、随意契約できる金額に分割して発注されたのでないかという疑惑を生じさせかねないような契約が見受けられた。説明責任の観点から随意契約の正当性を示す理由を明記しておく必要がある。 | 指摘のある委託業務の随意契約（分割契約）について、緊急性を要す業務以外は、入札を行うこととしました。随意契約に至った場合は、理由を明確にし疑惑が生じない様に努めて参ります。 | |

| 【教育部】 | | |
|-------|--|---|
| 13 | 各種団体体育助成補助金を交付している団体において、平成28年度からの線越金が市補助金の倍以上もある団体が見受けられた。補助金は公益的活動団体の年間活動において不足する分に市税を投じ補助するものであり、団体の内部留保を増大させる性質のものではない。実績報告を精査して適切な指導を求める。 | 平成28年度においては、一部育成補助団体が企業からの協賛金として寄付金の収入があり市補助金より線越金額が上回った事案があったが、平成29年度には自主事業を充実させ適切な事業運営を行ったこともあり同年度の決算では、わずかな線越金額となった。今後このようなことが生じないよう各育成補助団体と連携を密にし透明性のある適切な予算執行を行うよう指導してまいります。 |
| 14 | 勝連B&Gセンター土地の賃貸借契約に貼付けすべき収入印紙について、権利金等のない賃借料のみが記載となる場合には、記載金額によらず200円となるところ、金額要件により1,000円や400円が貼付けされていた。個別具体的な判断は税務署に確認するよう努められたい。 | 平成30年2月7日定例監査にて指摘のありました印紙税額について、後日沖縄税務署に問合せたところ賃借料だけが記載された土地の賃貸借契約書の貼るべき印紙税額は200円となることを確認いたしました。今後個別具体的な判断は税務署に確認し適切な事務執行を行ってまいります。 |
| 15 | 施設利用の申請、減免、許可等の手続きが適切に行われていないものが多く確認された。公平公正な施設管理に努められたい。 | 利用許可申請や利用料金減免等の諸手続きについて、「うるま市体育施設条例」や「同施行規則」に基づいて、適切な手続きを行うよう改めて管理者と利用者とで再確認するため、社会体育施設利用に関する説明会を開催いたしました。また、参加者から各地域での説明会を開催するよう要望があったため再度、説明会を開催しました。利用について適切な手続きを行い公平公正な管理運営に努めてまいります。 |

生涯学習
スポーツ
振興課

| 【議会部事務局】 | | |
|----------|--|--|
| 16 | 政務活動費の収支報告において、領収書の添付がないものやレシートのコピーで数字の見えないものが見受けられた。政務活動費は市民の関心が比較的高い費目であることからも透明性を高めるよう努められたい。 | 領収書の添付がない収支報告書については、議員へ領収書の有無を確認し、無い場合においては、領収書に代わる支払証明書を提出してもらった。また、レシートのコピーで文字が見えないものについては、濃度を濃くしコピーし直すことで対応致します。 議会総務課 |